

独立行政法人北方領土問題対策協会理事長としての■■■■氏の業績（案）

1. 就任及び退任日

- ・平成15年10月1日に独立行政法人北方領土問題対策協会理事長就任
- ・平成20年7月20日に退任

2. 在任期間

4年9月20日

3. 職務

独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）の理事長として、協会を代表し、業務を総理。

4. 主たる業績

■■■■氏は、北対協の理事長に就任以来、協会の業務を代表して、その業務を総理し、主として次に挙げる業績を上げた。

<青少年や教育関係者に対する啓発の実施>

北方領土返還要求運動を一層推進していく上で、青少年を中心とした次代の返還運動の担い手となる後継者の育成が重点課題となっていることを踏まえ、青少年に北方領土問題の正しい理解と関心を深めてもらうことが大変重要であるとの認識のもと、北方領土返還要求運動都道府県民会議との連携により平成19年度末までに「北方領土問題教育者会議」を31都道府県に設立させ、学校教育における北方領土問題の充実・強化に努めた。

<北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施>

北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務に関し、特に、リスク管理債権の比率については年々減少の傾向を維持し、当該管理債権の縮減に努めてきた。その結果、当協会発足時と比べ、リスク管理債権の総額及び貸付残高比率とも大幅に縮減し、事業の安定に貢献した。

<人事・組織運営に係るスタッフ制の導入>

人事・組織運営について、限られた人員の中で創意工夫によって効率的・効果的な事業運営を図り、事業の充実・多様化に備えるため、スタッフ制を導入するとともに、組織の業務遂行能力をより一層高めるために、職員を積極的に各種研修会に参加させた。

平成 20 年度（4 月 1 日～7 月 20 日）

独立行政法人北方領土問題対策協会理事長としての■■■■氏の業績（案）

■■■■氏は、初代理事長として4年9月にわたり、当協会を取り巻く環境が大きく変化する中で、協会が進むべく方針の基礎を固め、中期計画の目標達成に鋭意邁進し、平成 20 年度においては、以下の業務を中心に推進した。

○ 国民世論の啓発

・平成 20 年度の事業計画及び今後の返還運動の進め方等を協議するための都道府県推進委員全国会議を開催（4 月）。本会議により、北対協の事業計画を周知させ、県民会議の事業計画・役割分担が明確になり、問題点等の情報共有を図ることができた。

・返還要求運動の「後継者対策」を目的として、北方領土問題への理解と関心を深めてもらうため、大学生を対象とした北方領土問題学生研究会を開催（7 月）。

・例年 8 月の「北方領土返還運動全国強調月間」中に都道府県民会議の協力を得て、実施されている懸垂幕等掲出事業について、7 月の北海道洞爺湖サミット開催に併せ、早期の実施を働きかけ、全 47 都道府県において実施された。

○ 北方四島との交流事業の実施

・北方四島在住のロシア人との相互理解を促進し、北方領土問題の解決に向けた環境整備のため、実施している北方四島交流事業において、北方四島在住ロシア人（青少年）の青森県への受入事業（6 月）及び国後島・択捉島への訪問事業（6 月～7 月）を計画どおり実施。

・専門家派遣として、北方四島在住ロシア人に対し日本語取得の機会を提供するため、日本語講師を色丹島、択捉島に派遣（6 月～7 月）。

○ 北方地域旧漁業権者等に対する貸付業務の円滑な実施

関係金融機関との連絡調整を緊密にし、融資業務の拡充と円滑化を図るため、漁業協同組合担当者会議及び関係機関実務担当者会議を開催（4 月）。